臨時利益	△ 99,872	△ 62,970,015	
業務費用合計			46,956,567
Ⅱ　損益外減価償却相当額			6,115,617
Ⅲ　損益外減損損失等相当額			
損益外減損損失相当額	39,997		
資産見返運営費交付金等相当額	3,181		43,179
Ⅳ　損益外利息費用相当額			7
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			24,672
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			42,253
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			△ 542,645
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	127,160		
政府出資の機会費用	1,585,641		1,712,802
Ⅸ　（控除）国庫納付額			—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			54,352,453

注　　記

Ⅰ．重要な会計方針

1．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。なお、「特別運営費交付金」、「特殊要因運営費交付金」及び「平成24年度補正予算（第一号）の成立により交付された運営費交付金」については、文部科学省の指定に従い、事項毎に期間進行基準、業務達成基準又は費用進行基準を採用しております。また、国立大学法人九州大学業務達成基準取扱要項に基づき、総長が指定した事業については、業務達成基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としております。主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２～50年	構築物	２～60年
機械装置	４～17年	工具器具備品	２～20年
医療用機器	２～10年	船舶	２～15年
車両運搬具	２～７年		

なお、受託研究等収入により購入した償却資産については当該受託研究等期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴　徴収不能引当金及び貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与（期末手当及び勤勉手当）のうち、運営費交付金により財源措置がなされないものについては、その支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

また、上記以外の役員及び教職員に対して支給する賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金を計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を差し引いた額を計上しております。

⑶　退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、国立大学法人会計基準第86に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

⑴　満期保有目的債券　償却原価法（定額法）

⑵　関係会社株式　移動平均法による原価法

⑶　その他有価証券

時価のないもの　移動平均法による原価法

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

⑴　たな卸資産（貯蔵品）

評価基準　低価法　評価方法　最終仕入原価法

⑵　医薬品及び診療材料

評価基準　低価法　評価方法　移動平均法

ただし、医薬品及び診療材料の評価方法については、たな卸資産管理のためのソフトウェア開発が完了するまでの間、最終仕入原価法によることとしております。

6．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7．国立大学法人等業務実施コスト計算書における機会費用の計上方法

⑴　国等の財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用の計算方法

近隣の地代や賃借料等を参考に計算しております。

⑵　政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債（新発債）の平成26年３月末利回りを参考に0.640％で計算しております。

8．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。